

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業の社会的責任を果たすと同時に、株主、消費者、取引先、従業員などのすべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、共存共栄を図ることを目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題であると認識しております。経営の透明性・公正性の確保とともに、経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。また、当社のコーポレートアイデンティティ、経営理念に基づいて、コンプライアンス体制の基礎として、ロートCSR憲章及びロートCSR行動指針を制定し、法令遵守を推進しております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針、ガバナンス体制は、以下の当社ホームページに掲載しております。
<http://www.rohto.co.jp/csr/governance/policy/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

全ての原則について2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

■原則1 - 4 上場株式の政策保有

当社は、上場株式会社の株式を保有しており、その保有方針および議決権の行使に対する考え方を以下の通り定めております。

1. 政策保有に関する方針

当社は純投資目的以外にも上場株式を保有しておりますが、これらは当社との取引関係の維持・発展または事業領域における製品開発等の技術関係の提携など、当社の事業機会の拡大・発展のための保有をその目的としており、事業における中長期的な価値が得られるものと考えております。今後も経営に資すると思われる政策投資は、取締役会の決議に基づき引き続き実施するとともに、その価値が無くなった株式については適宜処分を検討してまいります。なお、個々の株式の保有理由に関しましては、有価証券報告書等にて報告してまいります。

2. 議決権行使に関する基準

・議決権行使の基本的な考え方

議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、株主価値の向上につながる重要な手段と考えておりますので、短期的な視点で画一的に賛否を判断するのではなく、中長期的な企業価値向上につながるかどうかの視点に立ち判断を行います。

・議決権行使のプロセス

議決権の行使にあたっては、個別の議案ごとにその内容を精査し、保有先企業の経営方針等を勘案して議案への賛否を判断致します。

■原則1 - 7 関連当事者の取引

当社において重要な関連当事者間取引が発生した場合は、その取引の条件や意思決定の妥当性について、当社取締役会にて審議を経てした上でその可否を判断することとしております。また、当社役員との取引は取締役会付議事項であり、当社取締役会における承認または報告の受領をもって監視を行っております。

■原則3 - 1 情報開示の充実

(1) グループ理念、グループ経営計画

当社が行う企業活動の指針となる考え方を、「七つの宣誓」として制定し、当社企業活動における普遍的な価値観としております。また、当社事業における基本的な考え方は、以下の当社ホームページにて開示しております。

<http://www.rohto.co.jp/company/philosophy/>

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

本報告書の「1 - 1 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬

役員報酬の決定につきましては社外役員を半数以上として構成する「報酬・指名等諮問委員会」の諮問を経た上で決定いたします。

(4) 取締役・監査役候補の指名方針と手続、執行役員の選任方針とそれぞれの手続

取締役・監査役候補者の選任につきましては、社外役員を半数以上として構成する「報酬・指名等諮問委員会」の諮問を経た上で決定いたします。

(5) 役員候補の個々の指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補者個々の選任・指名理由については、毎年、株主総会招集ご通知にて開示しておりますので、ご参照ください。

■ 補充原則 4 - 1 - 1 経営陣への委任の範囲

当社は、取締役会において判断・決定すべき事由を取締役会規則にて明確に定めており、当該基準に基づいて取締役会で議論し、判断・決定を行っております。また、取締役を始め、当社業務を委嘱する範囲とその権限についても個々に明確化しており、当該各業務範囲の担当取締役を選任しております。なお、その概要については、株主総会招集通知・当社ホームページなどで開示しております。

■ 原則 4 - 9 独立性判断基準

関連法令および証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員独立性基準」を定め、運用いたします。

■ 補充原則 4 - 11 - 1 取締役会の構成

取締役会は会社の財務および事業の方針の決定を担うものであり、経営理念や、ステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解した上で、企業価値を向上させ株主の利益を中長期的に確保・向上させなければならないと考えております。その目的を達成するためには、幅広い視野と各事業における専門性の高い業務知識・ノウハウを兼ね備えた者が取締役に就任し、意思決定において重要な役割を果たすことが必要と考えております。

同時に、取締役会において、経営陣から独立した立場からの意見を反映するために、優れた経験・見識のある複数の社外取締役を選任しております。

なお、当社の取締役の選任にあたっては、より透明性・公正性の高いプロセスとすべく「報酬・指名等諮問委員会」に諮問したうえで決定することとしています。

■ 補充原則 4 - 11 - 2 独立社外役員の他社兼任

当社取締役・監査役が他の上場会社の役員等を兼任することがありますが、当社における責務を果たすに支障の無い範囲に留まっております。なお、当社取締役・監査役の兼任状況につきましては、事業報告等各種法定報告の中で、毎年開示してまいります。

■ 補充原則 4 - 11 - 3 取締役会の評価

当社では、2017年度の実効性を分析・評価するために、全取締役を対象として自己評価（アンケート形式）を実施いたしました。質問内容は本年度施行の改訂ガバナンスコードに対応する形で若干内容を変更しております。昨年度に引き続き引き続き、全体的には概ね良好な評価がなされております。

一方で、取締役会は最高経営責任者などの後継者計画に主体的に関与すべき、個々の取締役に適合した研鑽・トレーニングの機会提供が継続的になされるべき、などといった意見が散見されました。これらの課題については今後取締役会の運営を通して改善を進めてまいります。なお、実効性評価の結果は集計し、6月開催の取締役会にて報告いたしました。

■ 補充原則 4 - 14 - 2 取締役、監査役等の研修

取締役および監査役は、株主からの委託を受けて当社の経営全般に携わる立場であり、特定の職務に通暁しているのみならず全社的な視点をもって意思決定を行っていくことが求められております。

当社取締役および当社経営幹部に対しては、全社的な経営視点を身に着けるという事を主眼に置いたトレーニング・研修を実施しております。

また、監査役は、当社の事業を監査するという業務の性格上、法律面や会計面において高い水準の知識・見識が求められるため、外部機関の研修など必要なトレーニングを実施しております。

■ 原則 5 - 1 株主との対話

当社は、株主からの個別対話の要望には、必要に応じてお応えすることを基本的な考えとしております。個別面談以外の対話の取組としては、本決算・第2四半期終了後に機関投資家、証券アナリストを対象とした当社主催の決算説明会を開催しております。また、株主総会は当社の経営状況や事業活動について説明する場であると共に、株主との対話を行うことができる重要な機会と考えております。当社のIRに関する体制は経営企画を統括する担当役員の指揮のもと、経理部門・IR部門・経営企画部門などが連携する形となっており、それぞれの活動を通じて寄せられた意見・関心事項などは、担当役員を通じて経営幹部や関連事業部門に共有することとしております。なお、インサイダー情報管理のため、当社の取締役および経営陣は、それぞれ秘密保持に関する誓約書を提出しており、対話に際しても非開示情報を漏洩することが無いように教育を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	7,658,900	6.72
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	7,303,600	6.41
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	6,574,068	5.77
(株)三菱東京UFJ銀行	3,800,570	3.33
山田清子	2,968,842	2.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,912,300	2.55
山昌興産(株)	2,608,000	2.28
日本生命保険(相)	2,119,000	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	2,098,900	1.84
(有)山田興産	2,074,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

2016年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、スパークス・アセット・マネジメント㈱が2016年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 所有株式数 6,706千株
 発行済株式数に対する所有株式の割合(%) 5.69

2017年1月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが2017年1月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 所有株式数 7,694千株
 発行済株式数に対する所有株式の割合(%) 6.52

2017年8月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが2017年8月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 所有株式数 4,772千株
 発行済株式数に対する所有株式の割合(%) 4.05

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松永 真理	他の会社の出身者											
鳥井 信吾	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松永 真理	○	当社と松永真理との間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。また、松永真理は松永真理事務所の代表であり、また株式会社ブレインズネットワーク社外取締役、MS & A Dインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役、セイコーエプソン株式会社社外取締役に就任しておりますが、当社と松永真理事務所、株式会社ブレインズネットワーク、MS & A Dインシュアランスグループホールディングス株式会社、セイコーエプソン株式会社との間にも、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。	複数の企業経営で実績を挙げており、日米の経済誌でアジアを代表する女性経営者にも選出されています。平成26年6月に当社社外取締役に就任して以来、その経験と見識を経営全般に活かすと同時に、当社で増加する女性社員・女性幹部のキャリア形成に対しても助言を行ってまいりました。 また、経営陣からのコントロールを受けることも経営陣に対してコントロールを及ぼしうる関係にもないことにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしましたことから、独立役員として指定いたしました。

鳥井 信吾	○	当社と鳥井信吾との間には、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。また、鳥井信吾はサントリーホールディングス株式会社代表取締役副会長、ビームサントリー社取締役に就任しておりますが、当社とサントリーホールディングス株式会社、ビームサントリー社との間にも、資本的関係、取引関係等において特別な利害関係はありません。	企業経営者として長年に渡る豊富な経験と幅広い見識を有しており、平成27年6月に当社社外取締役就任以来、その経験、見識を当社の経営全般に活かしてまいりました。また、経営陣からのコントロールを受けることも経営陣に対してコントロールを及ぼしうる関係にもないことにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしましたことから、独立役員として指定いたしました。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名等諮問委員会	3	3	1	2	0	0	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名等諮問委員会	3	3	1	2	0	0	その他

補足説明

報酬・指名等諮問委員は、株主総会後の取締役会で選任し、任期は1年。また、報酬・指名等諮問委員会の委員長は、委員の互選により選定。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との相互連携については、定期的に当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より報告を受け、重要な会計的課題について随時意見交換を行っております。内部監査室と監査役とは定期的に情報交換の場を設定し、双方の監査状況の把握、意見交換を行うなど、密接な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤巻光雄	公認会計士													
天野勝介	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤巻光雄	○	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため	藤巻光雄氏は、平成20年6月に当社社外監査役に就任して以来、取締役会等において主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言をし、経営全般における監視と提言を行ってまいりました。また、経営陣からのコントロールを受けることも経営陣に対してコントロールを及ぼしうる関係にもないことにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしましたことから、独立役員として指定いたしました。
天野勝介	○	弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しているため	天野勝介氏は、弁護士として高度かつ専門的な知識を有しており、平成24年6月に当社社外監査役に就任し、その専門的な知識・経験に基づき、客観的・中立的視点からの監視と提言を行ってまいりました。また、経営陣からのコントロールを受けることも経営陣に対してコントロールを及ぼしうる関係にもないことにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断いたしましたことから、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金相当額打ち切り支給の方法として発行したものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

それぞれの就任時から当定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を打ち切り支給する際の支給方法として発行することを当定時株主総会において決議されたものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の総額 412百万円 11名(うち社外取締役2名)
監査役の報酬等の総額 35百万円 4名(うち社外監査役2名)
合計 448百万円(うち社外役員 26百万円) 15名(うち社外役員4名)

山田邦雄(取締役) 総額 176百万円(内訳 基本報酬167百万円、賞与8百万円)
連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された取締役報酬等の範囲内において、社外取締役が半数以上で構成する任意の「報酬・指名等諮問委員会」で報酬の体系及び水準等を検討し、取締役会に諮問した上で決定しております。
監査役の報酬等については、株主総会で承認された監査役報酬等の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会については、社外監査役に対し事務局が事前資料の配布および必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、定例の取締役会のほか機動的に臨時取締役会を開催または書面決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。また、経営戦略推進本部ディレクター等で構成する経営戦略会議において、重要な業務執行課題について十分な審議及び議論を実施し、部門横断的な課題や中長期戦略に基づくプロジェクトの推進を行います。定常的な事業運営上の重要事項については、各部門長が出席する部長会その他マーケティング会議などを定期的かつ随時開催することにより、情報の共有化、経営判断及び業務執行の迅速化と適正化の向上に努めております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員 黒川智哉、桃原一也、小池亮介の3氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属されております。通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談しております。また、当社の監査役と定期的に意見交換を行っております。当社と業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他11名であります。

当社が支払う監査報酬の内容
監査証明業務に基づく報酬 55百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任するとともに、監査役会が内部監査室や会計監査人と連携して取締役の業務執行状況を厳正にチェックしており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると考えております。また、社外監査役は、定期的に常勤監査役とともに各部署にヒアリングを行うなど当社の業務内容に精通しております。さらに、取締役会において、社外監査役は独立かつ客観的見地に立って忌憚のない質問や意見を述べており、経営監視機能の客観性及び中立性も確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	82回定時株主総会は、6月22日に開催。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向けに株式会社ICJが運営する議決権電子プラットフォームも採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を作成し、ホームページに開示しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに開示	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、個人投資家向けの企業説明会を実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回決算説明会を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社概要、決算内容及びニュースリリースなど投資に参考となるような情報を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部にIR・ESG推進グループを設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針として、株主、消費者、取引先、従業員などのすべてのステークホルダーの信頼と期待に応えるとともに、共存共栄を図ることを目指すことを掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	広報CSV推進部を設置。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制については、その目的を「業務の有効性・効率性の確保」「財務報告の信頼性の確保」「法令遵守(コンプライアンス)」「資産の保全」と認識し、業務執行部門から独立した組織として内部監査室(4名)を設置し、「公正」かつ「客観的」な立場による内部監査を監査役との相互協力関係のもとで実施しております。また、子会社につきましても、重要案件については「ロートグループ管理規則」に基づき、親会社への報告または承認を得る管理体制を構築しております。

リスク管理については、不測の事態が発生した場合に危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等を含む外部のアドバイザーの意見等を聴きながら、迅速に対応し、損害及びその拡大を防止する体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害する反社会的な勢力・団体活動に対しては、毅然とした態度で対応する。」ことを基本方針としています。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察当局、関係団体などと十分に連携して対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は上場企業としての社会的責任を十分に認識し、経営の適法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、情報管理体制の構築に努めております。

また取締役会で決定した事項および経営協議会や各部署で把握した事項を、法令や東京証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制の状況

・決定事実

重要な決定事実については、取締役会で決定を行っております。決定された重要事実について、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

・発生事実

重要事実が発生した場合には、発生部署から速やかに取締役会、経営協議会、部長会に報告され、証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

・決算に関する情報

決算に関する情報については、経理財務部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、決算に関する取締役会において承認し、当日決算情報を開示しております。

